



2018年4月2日

全国人民代表大会を経て、さらなる改革の進捗が見込まれる中国

公益財団法人 国際通貨研究所
開発経済調査部 上席研究員 梅原直樹

4月、日本は平成30年度を迎えたが、現在会期中の国会で、3月28日には平成30年度予算が無事に成立した。各議員が予算審議にどれほど集中できたかは定かでないが、いずれにしても予算案は所定のプロセスを経て、政府原案通り可決された。他方、中国では全国人民代表大会（全人代）と全国政治協商会議という2つの全国規模の会議が慣例にしたがい3月中に開催された。全人代は立法府である。わが国の国会（衆議院）に擬して説明されることもあるが、中国は共産党の指導を原則とする国であり、日本とは政治体制が根本的に異なる。実際、中国の法律案は憲法改正案も含めて、党の中央委員会で作成されて中身が固められる。よほどのことがない限り、党が作った法律原案を全人代が批判的に議論したり、ましてや覆すということにはならない。結果、全人代は議案を通過させる儀式の場となり、英語ではしばしば **Rubber Stamp Parliament**（ゴム印を押し権威付けするだけの形式的な立法府）と揶揄される。

しかし、今年の全人代¹は少し様相が変わっていた。まず、会期中の3月11日に憲法改正案が採択された。その序文には「習近平による新時代の中国の特色ある社会主義思想」という文言が加えられ、国家主席の任期の撤廃が行われた²。さらに、憲法に基づき選出された公務員が憲法に手を置いて宣誓を行うとの儀式が新たに導入された³。このことは共産党が2015年頃より推進している「4つの全面⁴」のなかの2つ、「全面的な法による国家統治」と「全面的な厳しい党内統治」に深く係わる。その上、今回の全人代では、「監察委員会」の新設を含めた非常に幅広い政府機構改革が採択された。これは習近平政権が既得利益層の政治的反対を押し切る力を、既に獲得していることを象徴的に示している。

今回の全人代でも、政府活動報告、予算案等が無事承認されている。経済面では、2017

¹ 第13期全国人民代表大会第1回会議。

² 国家主席の2期10年の任期制限は、文化大革命終結後に公布施行された1982年の憲法以来維持されてきた。

³ 習近平国家主席は、3月17日に再選されると、自ら最初に演題に立ち、左手を憲法に置き、右手を握り頭の横に持ち上げる姿勢をとり、宣誓を行った。その後は、国家主席にならい、栗戦書全人代常務委員会委員長、王岐山国家副主席らが、翌18日には李克強國務院総理らがこれに続いて宣誓を行った。

⁴ 「4つの全面」は「小康（ややゆとりのある）社会の全面的建設」を中核にして、同時に「改革の全面的深化」、「全面的な法による国家統治」、「全面的な厳しい党内統治」の3つを追求するという目標。

年の実質経済成長率は6.9%に達し、年初の6.5%前後という目標を0.4ポイント上回った。これは消費が堅調であること、供給側構造改革により老朽設備の廃棄がすすんだ結果、生産者物価がプラスに転じ、それが企業業績の拡大につながったこと、世界経済が安定し、純輸出が伸びたことによる。2018年については、実質経済成長率の伸びは6.5%前後と目標が前年と同様に据え置かれ、インフレの上限目標も3%前後と前年同様である。金融リスクを抑制することも重要視されている。攪乱要因となり得るのは米中間の通商交渉ということになるが、中国はこれに係わる幹部人事の配置に気を配り、しっかりと交渉を進める構えを見せている。北朝鮮の核開発やミサイル開発など、東アジアにおける地政学リスクも気になるところである。

日中関係は遅々としながらも、回復の経路をたどっている。中国の改革は、共産党内の改革から、中央/地方政府の改革、さらには国有セクターの改革へ広がり深まりを見せることになりそうだ。現地に進出している日系企業もこのような中国の全体動向を理解しつつ、経営上生じうる様々なリスクを適切に管理しながら活動領域を広げていくことが、当面の課題になりそうだ。また、海外では、中国企業が対外投資を増やす中で、それらといかに協働していくかをビジネス目線で探っていくことが、重要な課題となるだろう。

以 上

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さいますよう、宜しくお願ひ申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、その正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。